

東松山市 高齢者等家庭ごみ 戸別収集のご案内

～暮らしを支える戸別収集で、ごみ出しの負担を軽くします～

家庭ごみを自らクリーンステーションへ運ぶことが困難な高齢の方やお身体に障害のある方の世帯を対象に、市が直接ご自宅へ伺い、ごみや資源物を収集します。
利用するには手続きが必要です。

○対象となる世帯

自らクリーンステーションに家庭ごみを持ち込むことが困難で、かつ、親族、近隣の者等による協力又は他の福祉サービスによる支援を得ることができない、次のいずれかに該当する世帯

- (1)介護保険法に基づき要介護と認定された者のみで構成される世帯
(要介護1～5の方は対象、要支援1・2の方は対象外)
- (2)身体障害者手帳の1級又は2級の交付を受けている者のみで構成される世帯
- (3)(1)～(2)のみで構成される世帯

○収集内容・収集場所

- ・収集開始日：令和8年2月2日（月）
- ・収集日：毎週月曜日
- ・収集場所：ご自宅玄関先等

◆回収するごみ（市で定めた資源とごみの分別計画表の通り）

- 可燃ごみ（2種類）
- プラスチック類（1種類）
- 紙類・布類（5種類）
- びん・かん・ペットボトル（2種類）
- 不燃物（4種類）



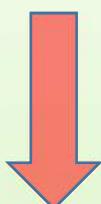
◆対象外のごみ

家庭粗大ごみ、多量ごみ、家電リサイクル法対象品
家庭用パソコン、処理困難物など

申請等手続きの流れ



①申請



東松山市高齢者等家庭ごみ戸別収集事業利用申請書提出
(FAX・電子申請も対応)

【申請窓口】廃棄物対策課（本庁舎地下1階）

【ご用意いただきたいもの】支援対象要件を確認できる保険者証や手帳の写し

②調査



申請に基づき、訪問による状況調査を行います

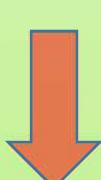


③決定



市から利用の可否を決定通知書にて通知

④収集ボックスの設置



収集を開始する1週間前を目安にご自宅へお伺いし、
専用収集ボックスの設置を行います



⑤収集開始

戸別収集を開始します

■ 注意事項

- ・家電リサイクル法対象品、粗大ごみ、多量ごみなどは本事業の対象外です。
- ・分別ルールは通常通りです。ルールを守って出してください。

問い合わせ先

東松山市役所 廃棄物対策課

T E L : 0 4 9 3 - 2 1 - 1 4 0 1

F A X : 0 4 9 3 - 2 2 - 7 7 0 0